

総トン数 10 トン以上のイカ釣り漁漁船の操業禁止区域について

1. はじめに

漂流物調査結果より，島根原子力発電所の施設護岸から 500m 付近の海域においてイカ釣り漁業が営まれており，総トン数 10 トン未満の漁船が操業することを確認している。また，沖合においてもイカ釣り漁業が営まれており，総トン数 10 トン以上の漁船が操業することを確認している。

総トン数 10 トン以上のイカ釣り漁漁船は，島根県漁業調整規則に基づき，操業禁止区域が設定されていることから，ここでは，その内容を以下に示す。

2. 島根県漁業調整規則について

都道府県漁業調整規則は，漁業法及び水産資源保護法に基づき，水産資源の保護培養，漁業の取締りその他漁業調整等のため，農林水産大臣の認可を受けて，各都道府県知事が定める規則である。

島根県漁業調整規則では，第 14 条において，島根県知事が漁業に関し，制限又は条件を付けることができることが定められている。

この条文に基づき，島根県知事は，総トン数 10 トン以上の漁船によるイカ釣り漁業の操業禁止区域を設定しており，島根県では最大高潮時海岸線から 10 海里（約 18km）内における操業が禁止されている。

以上より，総トン数 10 トン以上の漁船が施設護岸から 500m 付近において操業することはない。

島根県漁業調整規則抜粋

（許可等の制限又は条件）

第 14 条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

島根原子力発電所の周辺海域で操業する漁船について

1. はじめに

津波防護施設の設計においては、漂流物の衝突荷重を適切に設定するため、津波防護施設に考慮する対象漂流物を適切に選定する必要がある。ここでは、島根原子力発電所の周辺海域の漁業権の区分等及び漂流物調査における操業状況を踏まえ、対象漂流物を設定する。

2. 漁業の種類

漁業については、表1に示すとおり、3つの種類がある。島根原子力発電所周辺においても、それぞれの種類に応じた漁業が営まれており、以降にそれぞれの種類毎の操業状況等を示す。

表1 漁業の種類とその説明

許可漁業		<p>漁業法、水産資源保護法、農林省令、都道府県規則などにより、農林水産省大臣または都道府県知事が許可しなければ営むことができない漁業。大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。</p> <p>なお、島根原子力発電所周辺では、大臣許可漁業である「沖合底びき網漁」、知事許可漁業である「小型機船底びき網漁」、「ぶり・はまち固定式刺網漁」及び「イカ釣り漁」が営まれている。</p>
漁業権漁業 (免許漁業)	(1) 区画 漁業	<p>漁業権に基づく漁業であり、「漁業権」とは、一定の期間、一定の水面において、排他的に、特定の漁業を営む権利のこと。漁業権は、都道府県知事の免許によって設定される。区画漁業、定置網漁業、共同漁業に分類される。</p> <p>なお、島根原子力発電所周辺における共同漁業では、第1種共同漁業（あわび、とこぶし、いわのり、うに等の採取漁業）、第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、ばいかごづけ漁業等）が営まれている。</p>
	(2) 定置 漁業	
	(3) 共同 漁業	
自由漁業		<p>免許や許可を要しない漁業であって、水産資源の保護培養上、漁業の調整上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業、延縄（はえなわ）漁業などの漁業。</p>

3. 許可漁業

島根原子力発電所周辺では、大臣許可漁業である「沖合底びき網漁」、知事許可漁業である「小型機船底びき網漁」、「ぶり・はまち固定式刺網漁」及び「イカ釣り漁」が営まれている。

また、これらは、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び島根県漁業調整規則に基づき、操業区域、使用する漁船の総トン数に制限が課せられている。それぞれの許可漁業の詳細を表2に、操業区域を図1～3に示す。

表2 島根原子力発電所周辺で営まれる許可漁業

許可漁業	操業制限等	操業状況		
		漁港	総トン数	操業区域
沖合底びき網漁	・総トン数 15 トン以上 ・海岸から 5 海里（約 9km）以内における操業禁止	恵曇漁港	15 トン	図 1
小型機船底びき網漁	・総トン数 15 トン未満 ・海岸から 5 海里（約 9km）以内における操業禁止	恵曇漁港	15 トン未満	
ぶり・はまち固定式刺網漁	・総トン数 10 トン未満 ・操業可能区域は図 2 に示す。	御津漁港	—*	—
イカ釣り漁	・総トン数 10 トン以上の漁船は海岸から 10 海里（約 18.5km）以内における操業禁止 ・操業可能区域は図 3-1 に示す。	片句漁港	5 トン未満	図 3-2
			8 トン未満	
			10 トン未満	
		恵曇漁港	10 トン	
			19 トン	

※ かが漁漁船（総トン数 3 トン未満）が許可を有している。

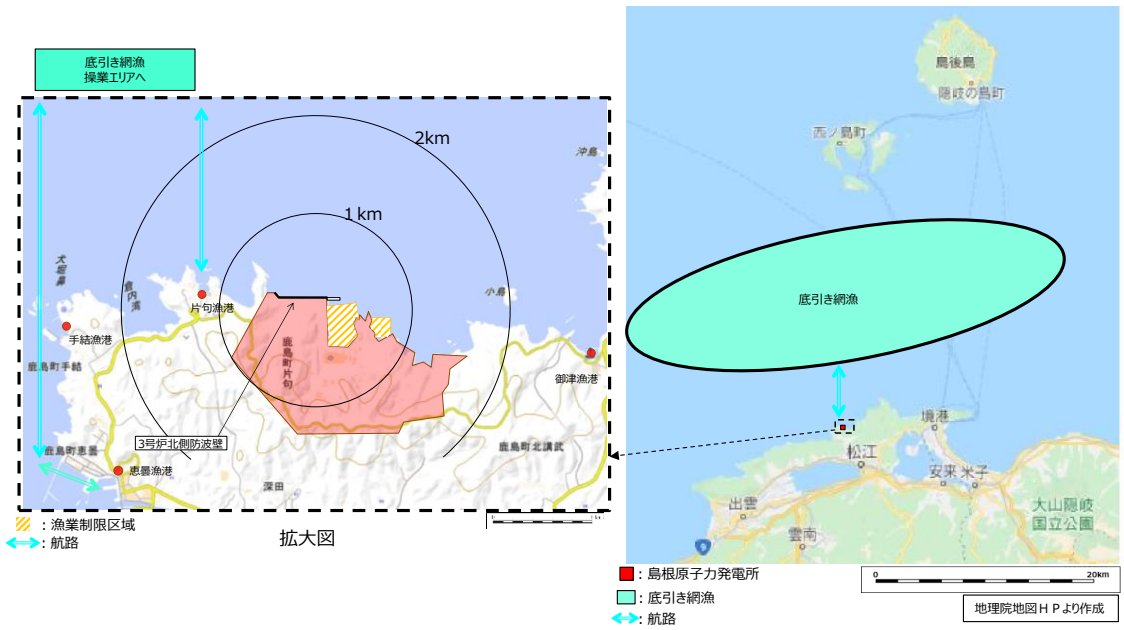
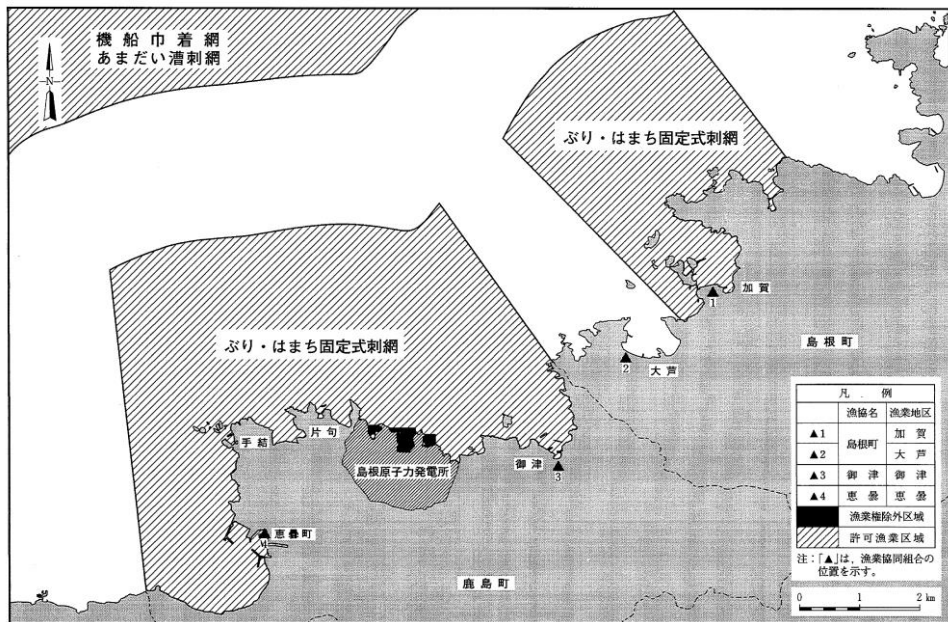


図1 沖合底引き網漁と小型機船底引き網漁の操業区域
(漂流物調査における操業状況)



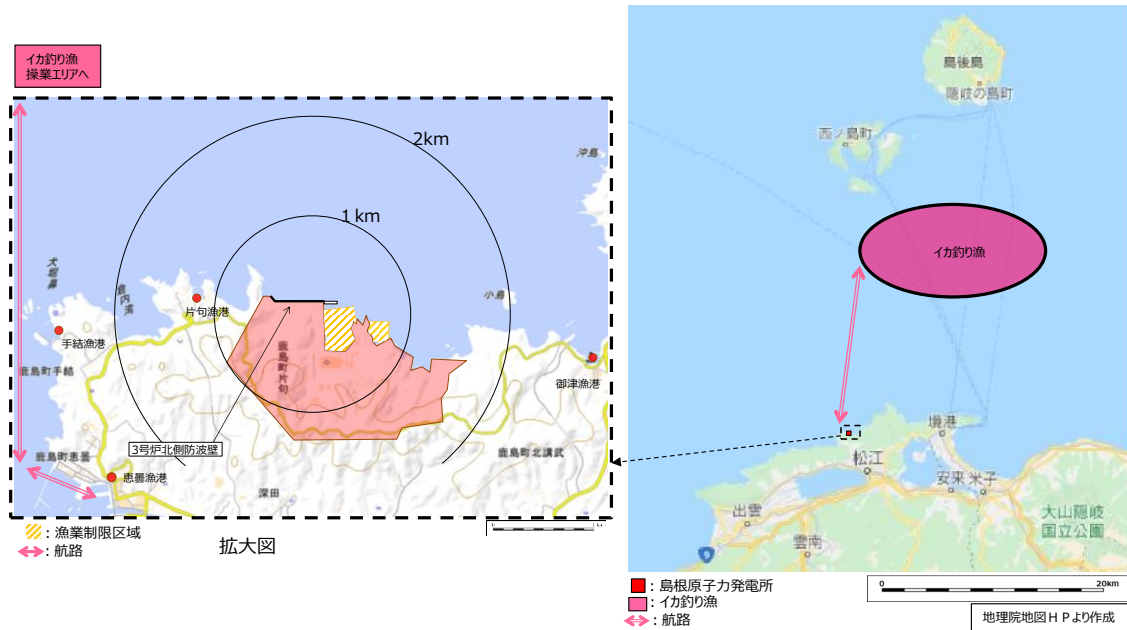
(松江水産事務所長専決海面漁業許可等の取扱方針より (平成 13 年度))
図2 ぶり・はまち固定式刺網の操業可能区域



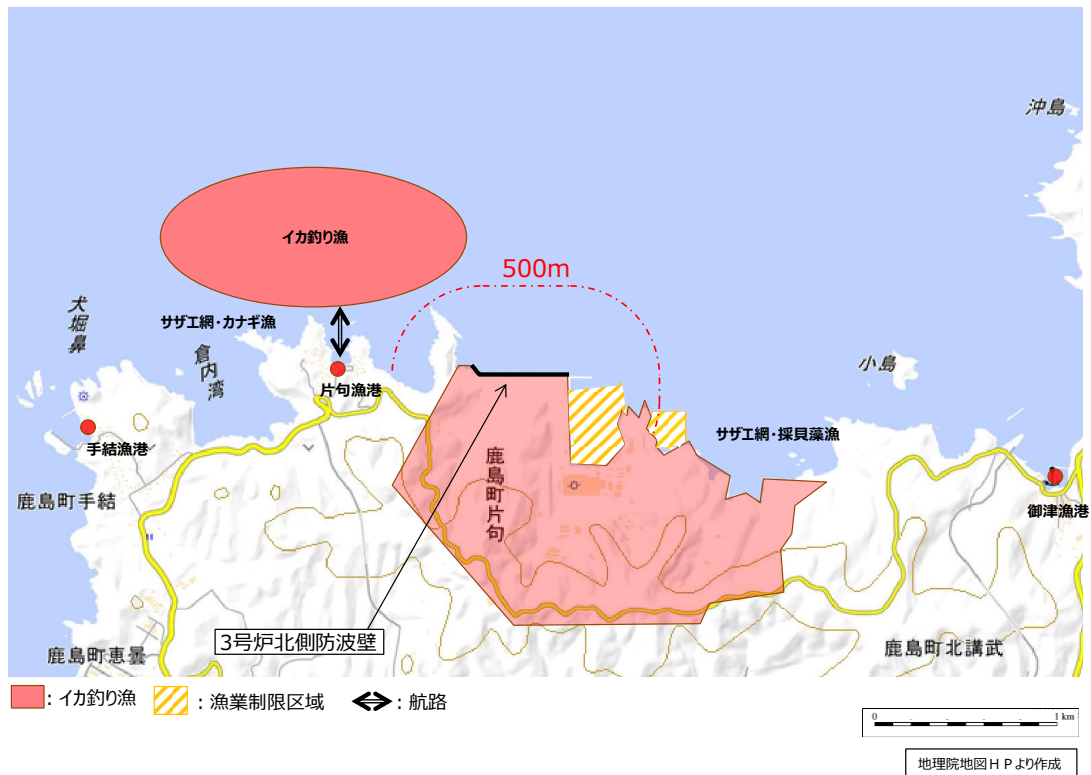
(松江水産事務所長専決海面漁業許可等の取扱方針より (平成 29 年 7 月))

図 3 - 1 イカ釣り漁の操業可能区域

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



イカ釣り漁 (総トン数 10 トン以上)



イカ釣り漁 (総トン数 10 トン未満)

図 3-2 イカ釣り漁の操業区域 (漂流物調査における操業状況)

4. 漁業権漁業（免許漁業）

都道府県知事の免許によって設定された漁業権に基づき，島根原子力発電所周辺においては，区画漁業，定置漁業，共同漁業が営まれている。周辺漁港への聞取りにより調査した免許漁業の操業状況を表3に，操業区域を図4に示す。

(1) 区画漁業

一定の区域において養殖業を営む権利であり，島根原子力発電所周辺ではわかめ養殖が営まれている。免許存続期間は5年である。

(2) 定置漁業

漁具を定置して営む漁業で身網の設置水深が27m以上（以深）のものを営む権利であり，島根原子力発電所周辺では，定置網漁が営まれている。免許存続期間は5年（一部10年）である。

(3) 共同漁業

一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利であり，漁業権を管理する地元漁協にのみ免許される。島根原子力発電所周辺では，第1種共同漁業（あわび，とこぶし，いわのり，うに等の採取漁業），第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業，ばいかごづけ漁業等）が営まれている。免許存続期間は10年である。

表3 島根原子力発電所周辺で営まれる免許漁業

漁業権漁業		操業制限等	操業状況		
			漁港	総トン数	操業区域
区画漁業	わかめ養殖	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた区画に対し，特定の漁業を営む漁業権が設定 ・漁業権設定区域を図4-1に示す。 	片句漁港	1トン未満	図4-2
定置漁業	定置網漁		恵曇漁港	19トン 10トン	
			御津漁港	12トン未満	
共同漁業	サザエ網・カナギ漁		片句漁港	1トン未満	
	サザエ網・採貝藻漁		御津漁港	1トン未満	
				2トン未満	
	かご漁		3トン未満		



(島根県免許漁業原簿謄本より (平成 25 年 9 月, 平成 30 年 9 月))

図 4 - 1 漁業権設定区域

(島根県知事の免許によって設定された漁業権に基づく操業区域)

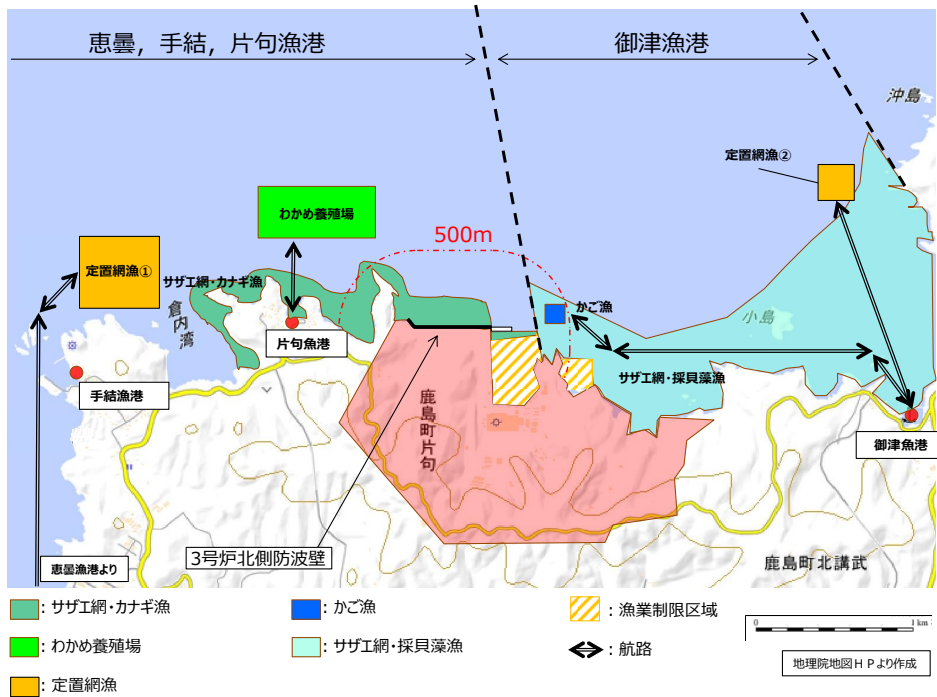


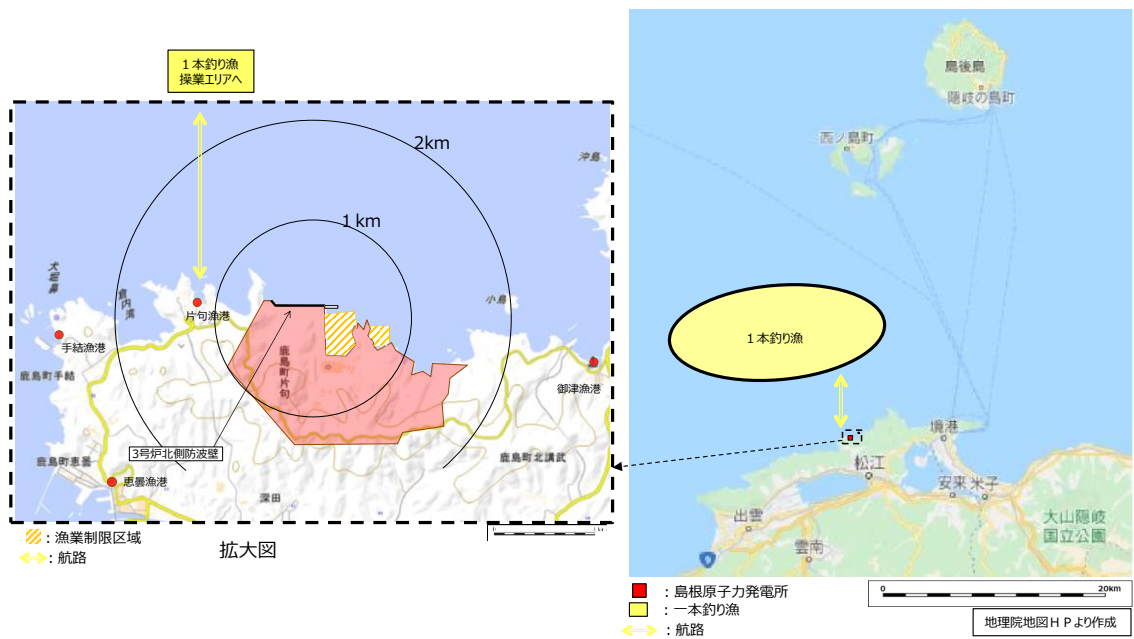
図 4 - 2 島根原子力発電所周辺における漁業権漁業の操業区域
 (漂流物調査における操業状況)

5. 自由漁業

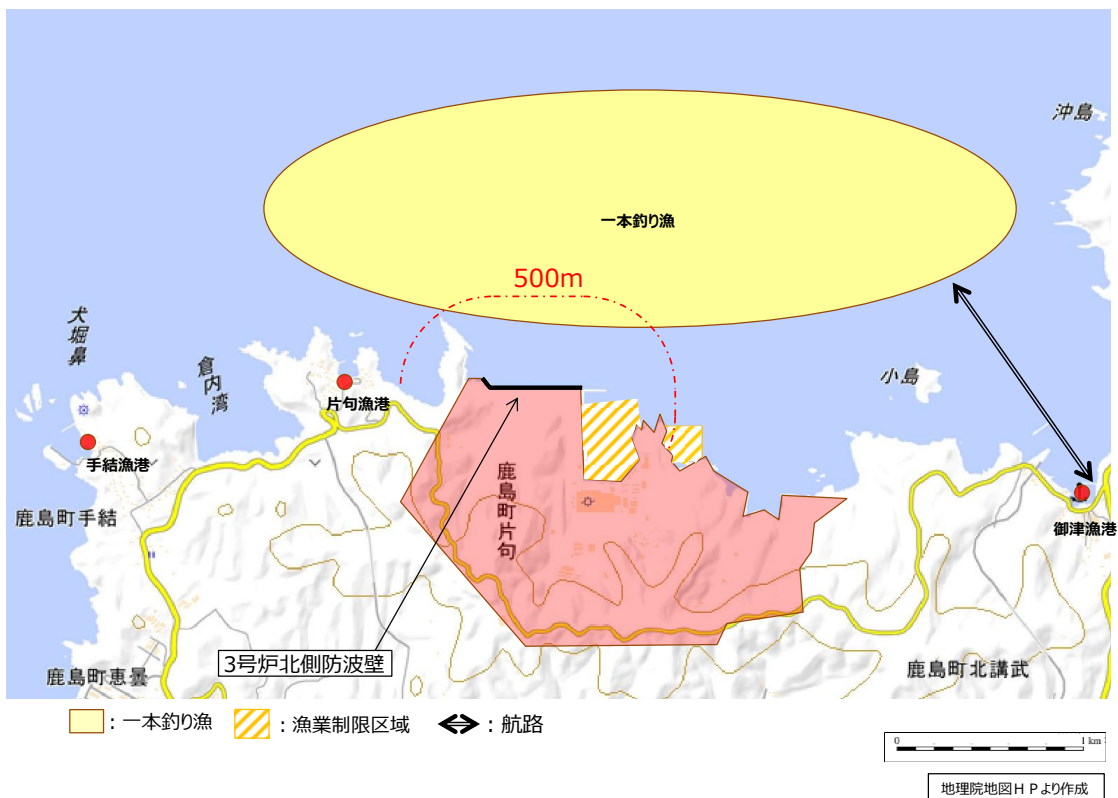
自由漁業は、免許や許可を要しない漁業であって、水産資源の保護培養上、漁業の調整上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業、延縄（はえなわ）漁業などの漁業であり、島根原子力発電所周辺では、一本釣り漁業が営まれている。周辺漁港への間取りにより調査した自由漁業の操業状況を表4に、操業区域を図5に示す。

表4 島根原子力発電所周辺で営まれる自由漁業

項目	目的	操業制限等	操業状況		
			漁港	総トン数	操業区域
自由漁業	一本釣り漁	— (免許や許可を要しない漁業であり、操業区域に制限はない)	御津漁港	1トン未満	図5
			片句漁港	約10トン	



(発電所沖合で操業する一本釣り漁)



(発電所沿岸で操業する一本釣り漁)

図5 一本釣り漁の操業区域 (漂流物調査における操業状況)

6. 対象漂流物とする漁船及び不確かさ

対象漂流物とする漁船は、施設護岸から 500m 以内で操業する漁船は施設護岸に到達する可能性があると考え（添付資料 36 参照）、島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業状況を踏まえ設定する。また、漁業の種類毎に、漁業法の制限等を踏まえて島根原子力発電所の周辺海域における操業の不確かさを検討する。

島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業制限及び操業状況を表 5 に、対象漂流物とする漁船及びその不確かさを表 6 に示す。

(1) 許可漁業

漂流物調査結果（操業状況）では、輪谷湾外の施設護岸から 500m 付近でイカ釣り漁船（総トン数 10 トン未満）が操業及び航行することが確認されている。

許可漁業の操業区域及び操業制限を確認した結果、操業可能区域が発電所近傍にあるため、総トン数 10 トン未満のぶり・はまち固定式刺網及びイカ釣り漁の漁船が輪谷湾内外の施設護岸から 500m 以内で操業及び航行する可能性がある。一方、総トン数 10 トン以上の漁船については、海岸から 5 海里（1 海里：約 1.85km）以内における操業が禁止されている。

(2) 漁業権漁業（免許漁業）

漂流物調査結果（操業状況）では、輪谷湾内外の施設護岸から 500m 以内で操業及び航行するわかめ養殖漁、かご漁、サザエ網・カナギ漁船が確認されたが、いずれも総トン数 3 トン未満の漁船である。また、発電所から 1km 以遠で総トン数 10 トン以上の定置網漁船が操業及び航行することを確認した。

定置網漁業は発電所から 1km 以遠において操業区画が設定されており、施設護岸から 500m 以内で操業及び航行することはない。区画漁業及び共同漁業は輪谷湾内外の施設護岸から 500m 以内に操業区域が設定されており、総トン数の制限もないが、漁業の特徴から総トン数 10 トン以上の漁船が操業する可能性は十分に小さい。

(3) 自由漁業

漂流物調査結果（操業状況）では、施設護岸から 500m 以内で操業及び航行する一本釣り漁船が確認されたが、いずれも総トン数 1 トン未満の漁船である。また、発電所から 1km 以上離れた沖合で操業及び航行する総トン数 10 トンの一本釣り漁船が確認された。

自由漁業は免許や許可を要しない漁業であって、操業区域や総トン数に制限はないが、代表的な一本釣り漁については、漁業の特徴から、総トン数5トン前後の漁船による操業が一般的である。従って、周辺の漁協で操業する漁船の最大（総トン数10トン未満）を考慮する。

表5 島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業制限及び操業状況 (1/2)

漁業の種類		操業制限等	島根原子力発電所周辺の操業状況	操業の不確かさ※
許可漁業	漁業法, 水産資源保護法, 農林省令, 都道府県規則などにより, 農林水産省大臣または都道府県知事が許可しなければ営むことができない漁業。大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。 なお, 島根2号炉周辺では, ぶり・はまち固定式刺網, 沖合底びき網, 小型機船底びき網, イカ釣り漁が営まれている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶり・はまち固定式刺網 	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数は10トン未満 ・操業区域が定められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業可能区域が発電所近傍にあるため, 総トン数10トン未満の漁船が, 輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業及び航行する可能性がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・沖合底びき網 	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数は15トン以上 ・5海里(約9km)以内での操業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数15トン(発電所から1km以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・考慮不要 (5海里(約9km)以内での操業が禁止されている)
	<ul style="list-style-type: none"> ・小型機船底びき網 	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数は15トン未満 ・5海里(約9km)以内での操業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大総トン数15トン未満 (発電所から1km以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・考慮不要 (5海里(約9km)以内での操業が禁止されている)
	<ul style="list-style-type: none"> ・イカ釣り漁 	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数と操業区域が制限(総トン数10トン以上の漁船は10海里(約18km)以内における操業禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大総トン数10トン未満 (輪谷湾外の施設護岸から500m付近で操業及び航行する) ・最大総トン数19トン (発電所から1km以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業可能区域が発電所近傍にあるため, 総トン数10トン未満の漁船が輪谷湾内の施設護岸から500m以内で操業及び航行する可能性がある (総トン数10トン以上の漁船は10海里(約18km)以内における操業が禁止されている)

※ 漁船の総トン数, 操業区域及び航路の不確かさ

表5 島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業制限及び操業状況 (2/2)

漁業の種類		操業制限等	島根原子力発電所周辺の操業状況	操業の不確かさ ^{※1}
漁業権漁業	(1) 定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網漁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大総トン数 19 トン (発電所から 1 km 以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮不要 (総トン数の制限はないが、操業区域が定められており、施設護岸から 500m 以内で操業及び航行することはない)
	(2) 区画漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかめ養殖 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大総トン数 1 トン未滿 (輪谷湾外の施設護岸から 500m 付近で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮不要 (総トン数の制限はないが、漁業の特徴から、0.7~0.8 トン^{※2}の漁船で操業するのが一般的である)
	(3) 共同漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ かがし、サザエ、網・カサギ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大総トン数 3 トン未滿 (輪谷湾内の施設護岸から 500m 以内で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮不要 (総トン数の制限はないが、漁業の特徴から、小型の船^{※3}による操業が一般的である)
自由漁業	<p>免許や許可を要しない漁業であつて、水産資源の保護培養上、漁業の調整上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業、延縄(はえなわ)漁業などの漁業が該当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一本釣り漁 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大総トン数 1 トン未滿 (輪谷湾内の施設護岸から 500m 付近で操業及び航行する) ・ 最大総トン数 10 トン (発電所から 1 km 以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総トン数に制限はないが、代表的な一本釣り漁については、漁業の特徴から、総トン数 5 トン前後^{※4}の漁船による操業が一般的であり、周辺の漁協で操業する漁船の最大を考慮する ・ 操業区域が定められていないため、施設護岸付近で操業及び航行する可能性がある

※1 漁船の総トン数、操業区域及び航路の不確かさ

※2 島根県 HP より

※3 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 HP より

※4 隠岐観光協会 HP より

表6 対象漂流物とする漁船と不確かさ

津波防護施設	対象漂流物	対象漂流物の不確かさ
輪谷湾内に面する 津波防護施設	総トン数3トンの漁船 (輪谷湾内の施設護岸から 500m以内で操業するかご漁漁 船)	総トン数10トンの漁船 (ぶり・はまち固定式刺網, イカ 釣り漁及び一本釣り漁の漁船)
外海に面する津波 防護施設	総トン数10トンの漁船 (輪谷湾外の施設護岸から 500m付近で操業するイカ釣り 漁の漁船)	— (考慮不要)